平成２５年（フ）第１７３５号
大阪府東大阪市上石切町１丁目11番13―205号
破産者　有限会社フューレンフォルム
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７６８号
大阪市北区神山町１番24号
破産者　株式会社サニーコーポ
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３５７号
大阪府高石市千代田４丁目３番28号
破産者　有限会社ダイケン
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３０８号
堺市北区奥本町１丁163番地５
破産者　有限会社宇ノ島金属
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０７９号
神戸市東灘区住吉宮町２丁目７番12号
破産者　二十一ジャーム株式会社
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５号
兵庫県伊丹市大野２丁目６番
破産者　有限会社グッドワン
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第６７５号
岡山県瀬戸内市長船町飯井142番地、開始決定時の住所岡山県瀬戸内市長船町福岡185番地11
破産者　中林　保枝
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１号
秋田県能代市中沢字柏台55番地13
破産者　塩谷工業株式会社
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第２１９号
茨城県守谷市松前台７丁目９番地15、商業登記簿上の本店所在地千葉県柏市松葉町３丁目22番地18
破産者　株式会社英恒貿易
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
栃木県足利市昌平町2354番地３
破産者　有限会社花の装花園
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１５６５２号
長野県松本市大手３―２―27、商業登記簿上の本店所在地長野県茅野市玉川4588番１
破産者　株式会社たじひや
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９１２号
東京都東大和市湖畔２丁目1004番139号
破産者　キヤナツクス株式会社
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９２５号
東京都世田谷区喜多見４丁目３―13
破産者　小林　裕子
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０１７号
千葉県白井市桜台２丁目17―５―405
破産者　森原　光惠
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５１５号
東京都大田区東糀谷３丁目11―13―508
破産者　成田　　大
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７６２号
神奈川県大和市上草柳174―23―201
破産者　柴田　桐子
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８５８号
東京都中野区大和町４丁目６－５
破産者　田中　清子
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１２５号
茨城県ひたちなか市南神敷台25番地３
破産者　有限会社信英運送
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１２６号
茨城県稲敷郡美浦村大字土屋3127―43
破産者　高崎　信將
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１２７号
茨城県稲敷郡美浦村大字土屋3127―43
破産者　高崎　久子
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５２９号
神奈川県横浜市金沢区能見台通５―18―201
太田方、住民票上の住所神奈川県横浜市金沢区能見台東11―10―608
破産者　山田　仁和
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部